

（第 19 号議案）

中野区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、国民健康保険に係る住所地特例の対象者が、後期高齢者医療制度においても引き継がれることになったことから、条例の一部を改正する。

2 改正内容

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の「住所地特例」とは、被保険者が病院等に入院等したことにより、当該病院等の所在地に住所を変更した場合であっても、従前の区市町村が引き続き保険者となる特例措置である。

現行では、国民健康保険の被保険者が中野区外の住所地特例の対象施設に入所等した場合であっても、従前住所地の被保険者となるが、後期高齢者医療制度に移行する際は、入所施設の所在地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる。

改正後は、国民健康保険の例を引継ぎ、従前住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる。

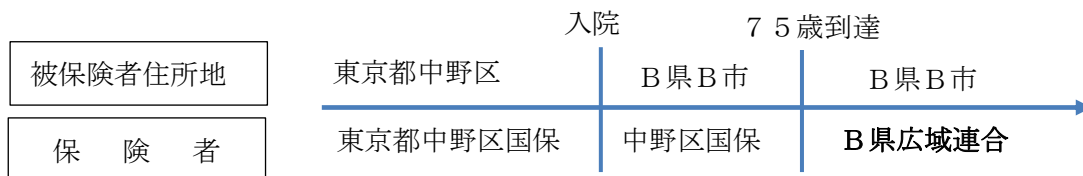
そのため、保険料を徴収すべき被保険者の規定を改める。

3 実施時期

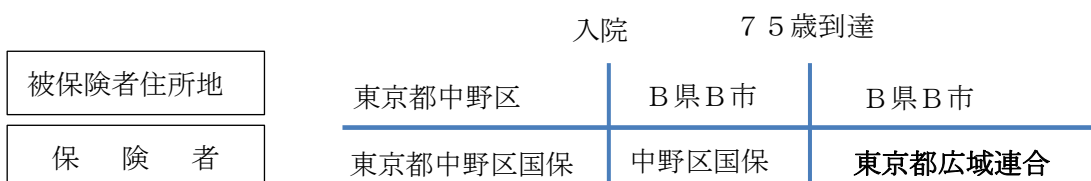
平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（参考例）

【現行】



【改正後】



中野区後期高齢者医療に関する条例（平成20年中野区条例第26号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 区が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により広域連合の被保険者とされた者であって、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定により区に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p> <p>第4条～第9条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>附則</p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 区が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定により広域連合の被保険者とされた者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際に住所を有していた被保険者</p> <p>第4条～第9条（略）</p> <p>附則（略）</p>